

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
ひろしまけんせんきょかんりいいんかいじむきょくしよくいんたいおうようりょう  
広島県選挙管理委員会事務局職員対応要領

だい もくてき  
第1 目的

この要領（以下「対応要領」という。）は、しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関  
する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基  
き、また、しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん れいわ ねん がつ にち  
き、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日  
かくぎけつてい そく ほうだい じょう きてい じこう かん しよくいん てきせつ たいおう ひつよう  
閣議決定）に即して、法第7条に規定する事項に関し、職員が適切に対応するために必要  
な事項を定めるものとする。

だい ていぎ  
第2 定義

- 1 この対応要領において「職員」とは、せんきょかんりいいんかいじむきょく しよぞく ちほうこうむいんほう  
（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第  
3項第3号に規定する特別職に属する職員とする。
- 2 この対応要領において「障害者」とは、しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい ほったつしょうがい  
及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病等により起因する  
しょうがい ふく いか しょうがい もの しょうがい およ しやかいてきしょうへき  
障害を含む。）（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁によ  
り継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

だい ふとう さべつてきとりあつか きんし  
第3 不当な差別的取扱いの禁止

職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、しょうがい  
を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の  
けんりりえき しんがい あ しょうがいん べつし さだ りゆういじこう りゆうい  
権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意す  
るものとする。

なお、べつしちゆう のぞ きさきい ないよう じっし ばあい  
なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、  
ただ ほう ほん ほんだん しょうがいしやきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ぎょう  
直ちに法に反すると判断されるものではないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）  
の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味す  
る（第4において同じ。）。

だい ごうりてきはいりよ ていきょう  
第4 合理的配慮の提供

職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、しょうがいしや  
から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、そ  
の実施に伴う負担が過重でないときは、しょうがいしや けんりりえき しんがい  
う、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施につ  
いて必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。  
これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

## 第5 管理・監督者の責務

- 1 管理・監督者は、第3及び第4の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。
  - (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その管理・監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
  - (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、管理・監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 管理・監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

## 第6 相談体制の整備

- 1 職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、相談窓口を健康福祉局障害者支援課に置く。
- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に障害の特性に応じて必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 相談者の用意した意思疎通のための器具や手段については、原則として利用を認めるとともに、相談者の意思疎通を補助し、又は支援する同伴者については、原則として同席を認めるものとする。
- 4 1の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者の意向やプライバシーに配慮しつつ、関係者等において、情報共有を図り、早期の解決に努めるものとする。
- 5 1の相談窓口において寄せられた相談等のうち、必要と認められる場合は、速やかに総務局人事課に情報提供を行うものとする。
- 6 1の相談窓口は、プライバシーに配慮し、寄せられた相談等を以後の相談等において活用するとともに、相談体制の充実に努めるものとする。

## 第7 対応措置

相談窓口から情報提供を受けた選挙管理委員会事務局において、事実関係の調査及び確認の結果、職員が障害者に対して不当な差別的取扱いをした、又は、過度な負担がないにもかかわらず合理的配慮の提供をしなかったと確認された場合は、事案の内容や程度に応じ、懲戒処分（免職、停職、減給又は戒告）を含む人事管理上の措置に付されることがある。

だい けんしゅう けいはつ  
第8 研修・啓発

- 1 総務局人事課において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、全ての職員を対象とし、職位や業務に応じて法や基本方針等の周知や、障害者から話を聞く機会を設けるなど必要な研修・啓発を行うものとする。
- 2 特に、新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに管理・監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、必要な研修を実施するものとする。
- 3 前二項の研修の内容、形態、回数等の詳細については、総務局人事課において定める。
- 4 職員に対し、研修資料及び啓発資料により、障害の特性や多様性を理解させ、性別や年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するよう、意識の啓発を図るものとする。

だい た  
第9 その他

この要領の施行に当たっての留意事項については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する広島県職員対応要領（令和6年4月1日施行）別紙（以下「県留意事項」という。）の例による。この場合において、県留意事項第2及び第4の2中「知事部局」とあるのは、「選挙管理委員会事務局」と読み替えるものとする。

ふ そく  
附 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

ふ そく  
附 則

この対応要領は、令和6年4月1日から施行する。